

【前期分（４月から８月分まで）】

瑞穂町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業のご案内

【この通知を受けられた方は、当事業の対象者です。申請忘れがないようにご注意ください。】

1. 副食費の施設による徴収に係る補足給付事業とは

幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行していない園）を利用する保護者の負担軽減を目的に、各幼稚園で実費徴収をされている給食費（副食材料費相当額（おかず代））の一部を町が補助する事業です。

2. 補助対象者

次の①、②及び③の要件をどちらも満たし、④～⑦のいずれかに該当する方

①瑞穂町内に在住の方（瑞穂町に住所があった期間が対象になります。）

（例）６月１５日に瑞穂町を転出した場合

補助対象期間は、４月、５月、６月の３か月間です。

②新制度移行前の幼稚園を利用している方

③満３歳以上の方

④生活保護世帯の方

⑤中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方

⑥区市町村民税所得割が７７,１０１円未満の世帯の方

⑦所得に関わらず、補助対象園児に小学校３年生以下の兄・姉が２人以上いる方

3. 補助対象経費

給食費（副食材料費（おかず代）相当額に限る。）

4. 補助基準額

上限：月額４,９００円

※補助基準額と給食費（副食材料費（おかず代）相当額）を比べ少ない額を交付します。

（例１）副食材料費（おかず代）が明確な場合（領収書等でわかる場合）

給食費５,０００円＝主食費（ごはん代）２,０００円＋副食費（おかず代）３,０００円

・補助対象経費は、副食費（おかず代）の３,０００円となります。

・月額上限額の４,９００円と補助対象経費副食費（おかず代）３,０００円を比べ少ない額のため、補助額は３,０００円となります。

（例２）副食材料費（おかず代）が不明な場合（領収書等で不明な場合）

給食費５,０００円

・補助対象経費は、２４５円/日 × その月の給食実施日数 で算出される額

（例）給食実施日数：１２日 × ２４５円 ＝ ２,９４０円 が補助対象経費

・月額上限額の４,９００円と補助対象経費副食費（おかず代）２,９４０円を比べ少ない額のため、補助額は２,９４０円となります。

5. 交付時期

4月分から8月分まで：9月30日（予定）

9月分から3月分まで：4月30日（予定） の2期に分けて交付します。

【注意事項】交付決定通知は送付しませんので、交付決定金額は各交付時期に通帳等でご確認ください。

6. 申請方法

（1）提出書類

①副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書兼請求書

※記入方法は、申請書兼請求書の裏面をご覧ください。

②給食費（副食材料費）が分かる領収証の写し

※領収証は、ご自身で発行依頼が必要な場合がございます。各園にご確認ください。

③住民税課税（非課税）証明書（申請する年度の前年度の1月1日以降に瑞穂町に転入した方は、提出してください。）

（2）提出方法

上記①、②及び③（③は該当者のみ）の書類を下記提出先へ郵送又は直接提出してください。

7. 提出期限

※提出期限を過ぎた場合、支給ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

8. 提出先・問い合わせ先

瑞穂町 福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係 電話：042-557-8658（直通）
（〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地）

【申請から交付までの流れ】

1 町から対象のご家庭へ通知文と申請書兼請求書様式を発送します。



2 各ご家庭で申請書兼請求書の記入、また施設で発行される領収書（給食費分）を入手



3 申請書兼請求書と領収書を町へ提出してください。）



4 町から保護者名義の金融機関の口座に振り込みます。

※交付決定通知は送付しませんので、交付決定金額は各交付時期に通帳等でご確認ください。